

議第 202 号

かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例の制定について

かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例

かまがり温泉やすらぎの館設置条例（平成 17 年呉市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 11 条，第 12 条関係）		別表（第 11 条，第 12 条関係）	
入浴施設		入浴施設	
区分	使用料（一人 1 回につき）	区分	使用料（一人 1 回につき）
大人	<u>600 円</u>	大人	<u>720 円</u>
小学生	<u>450 円</u>	小学生	<u>540 円</u>
備考 略		備考 略	

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

かまがり温泉やすらぎの館の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。